

那 霸 市 公 報

第 1 5 2 9 号

毎月2回 1, 15日発行

発 行 所

那霸市泉崎1丁目1番1号

那霸市総務部総務課

目 次

規 則

那霸市職員安全衛生管理規則の一部を改正する規則 (人事課) 283

告 示

個人情報目的外利用等届出書の公表について (子育て応援課) 284

個人情報目的外利用等届出書の公表について (消防本部救急課) 286

那霸広域都市計画公園・緑地・下水道の変更について (都市計画課) 288

公 告

都市公園の設置及び供用開始について (公園管理室) 289

建築協定の公告縦覧について (建築指導課) 291

建築協定変更の公告縦覧について (建築指導課) 291

公共嘱託登記業務に関する制限付一般競争入札の実施について (道路管理室)
..... 292

選挙管理委員会告示

選挙人名簿の縦覧場所について 295

在外選挙人名簿の縦覧場所について 295

ポスター掲示場の設置場所について 296

特定国外派遣隊員の不在者投票用紙等の交付及び郵送開始日について 310

監査委員公表

那覇市職員措置請求監査結果について(公表)..... 311

正 誤

那覇市公報第 1 5 2 8 号の正誤..... 315

規 則

那覇市規則第23号

平成22年6月17日

公 布 済

那覇市職員安全衛生管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市職員安全衛生管理規則の一部を改正する規則

那覇市職員安全衛生管理規則(昭和50年那覇市規則第16号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(健康診断等の結果に対する措置) 第28条 総括安全衛生管理者及び所属長は、第26条及び第27条の3の規定により要療養者、要治療者及び要注意者の判定を受けた職員については、別表第2に定める措置を講じなければならない。 別表第2(第26条、 <u>第27条の3</u> 、第28条関係) [略]	(健康診断等の結果に対する措置) 第28条 総括安全衛生管理者及び所属長は、第26条及び第27条の4の規定により要療養者、要治療者及び要注意者の判定を受けた職員については、別表第2に定める措置を講じなければならない。 別表第2(第26条、 <u>第27条の4</u> 、第28条関係) [略]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

那霸市告示第 7 2 号

平成 2 2 年 6 月 1 7 日

掲 示 済

個人情報目的外利用等届出書の公表について

那霸市個人情報保護条例第 9 条及び同施行規則第 8 条の規定に基づき、個人情報目的外利用等届出書を別紙のとおり公表する。

那霸市長 翁 長 雄 志



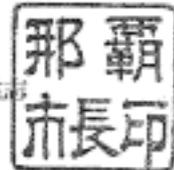
第10号様式(第19条関係)

個人情報目的外利用等届出書

平成22年 6月11日

那覇市長 様

実施機関 那覇市長 翁長 雄志



那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当課	こどもみらい部 子育て応援課 児童家庭グループ 電話 861-6951
業務の名称	児童扶養手当(沖児)・特別児童扶養手当受給者本人及び配偶者、扶養義務者の所得情報の提供
利用等の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 目的外利用 <input type="checkbox"/> 外部提供
利用又は提供する年 月 日	平成22年 6月11日
目的外利用等をする個人情報の内容	提供する所得情報 受給者(配偶者及び扶養義務者含む。)1,881件 児童扶養手当(沖児)・特別児童扶養手当受給者の所得情報入力フロッピーディスク(平成21年1月1日~同年12月31日)2部 (正・副):3.5インチ(2HD)
目的外利用等をする理由	根拠条文 那覇市個人情報保護条例第9条第1項第2号による (特別児童扶養手当等の支給に関する法律第37条)
新たな利用課又は提供先	沖縄県福祉保健部青少年・児童家庭課
所管部課	外部提供所管課 こどもみらい部 子育て応援課 児童家庭グループ 内線2626 目的外利用所管課 企画財務部 市民税課 内線2241

那霸市告示第 7 3 号
平成 2 2 年 6 月 1 7 日
掲 示 済

個人情報目的外利用等届出書の公表について

那霸市個人情報保護条例第 9 条及び同施行規則第 8 条の規定に基づき、個人情報目的外利用等届出書を別紙のとおり公表する。

那霸市長 翁 長 雄 志



第10号様式 (第19条関係)

個人情報目的外利用等届出書

平成22年6月11日

那覇市長 様

実施機関 消防長 宮 平



那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 課	那覇市消防本部 救急課 電話867-1199
業 務 の 名 称	救急搬送者名簿 160 件
利 用 等 の 区 分	<input type="checkbox"/> 目的外利用 <input checked="" type="checkbox"/> 外部提供
利 用 又 は 提 供 す る 年 月 日	平成22年 6月 11日
目 的 外 利 用 等 を する 個 人 情 報 の 内 容	平成22年4月1日から、平成22年5月31日に覚知した救急活動記録のうち、75歳未満の傷病者で、事故種別が交通事故、労働災害、加害によるもの 2、搬送年月日 2、氏名 3、生年月日 5、発生場所 6、収容医療機関 7、受傷形態
目 的 外 利 用 等 を する 理 由	那覇市個人情報保護条例第9条第1項第5号の規定による(実施機関が職務執行上特に必要があり、あらかじめ審議会の意見を聞いた場合) 平成18年3月29日審議会承認事項 第1号
新 た な 利 用 課 又 は 提 供 先	那覇市国保長寿医療課
所 管 部 課	那覇市消防本部 救急課 電話 867-1199 (内) 6711313

那覇市告示第 7 4 号

平成 2 2 年 6 月 1 8 日

掲 示 済

那覇広域都市計画公園・緑地・下水道の変更について

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 1 条第 2 項の規定において準用する同法 1 9 条第 1 項の規定により、那覇広域都市計画公園を変更したので、同法第 2 1 条第 2 項の規定において準用する同法第 2 0 条第 1 項の規定により、次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

那覇市

上記代表者 那覇市長 翁 長 雄 志

1 都市計画の種類

那覇広域都市計画公園（ 2 ・ 2 ・ 那 3 5 号 羽佐間公園）

那覇広域都市計画緑地（ 那 1 号 辻・若狭緑地）

那覇広域都市計画下水道（ 那覇市公共下水道）

2 都市計画を変更する土地の区域

那覇広域都市計画公園（ 2 ・ 2 ・ 那 3 5 号 羽佐間公園）

那覇市安里 3 丁目の一部

那覇広域都市計画緑地（ 那 1 号 辻・若狭緑地）

那覇市若狭 1 丁目の一部

那覇広域都市計画下水道（ 那覇市公共下水道）

那覇市港町 1 丁目、辻 3 丁目及び通堂町の一部、那覇市港町 4 丁目地先

3 縦覧場所

那覇市都市計画部都市計画課（ 那覇市銘苅 2 - 3 - 1 新都心銘苅庁舎 5 階）

公 告

那覇市公告第 6 3 号

平成 2 2 年 6 月 1 4 日

掲 示 済

都市公園の設置及び供用開始について

都市公園法（昭和 3 1 年法律第 7 9 号）2 条の 2 及び都市公園法施行令（昭和 3 1 年政令第 2 9 0 号）第 9 条に基づき、下記のとおり公園を設置し供用を開始する。

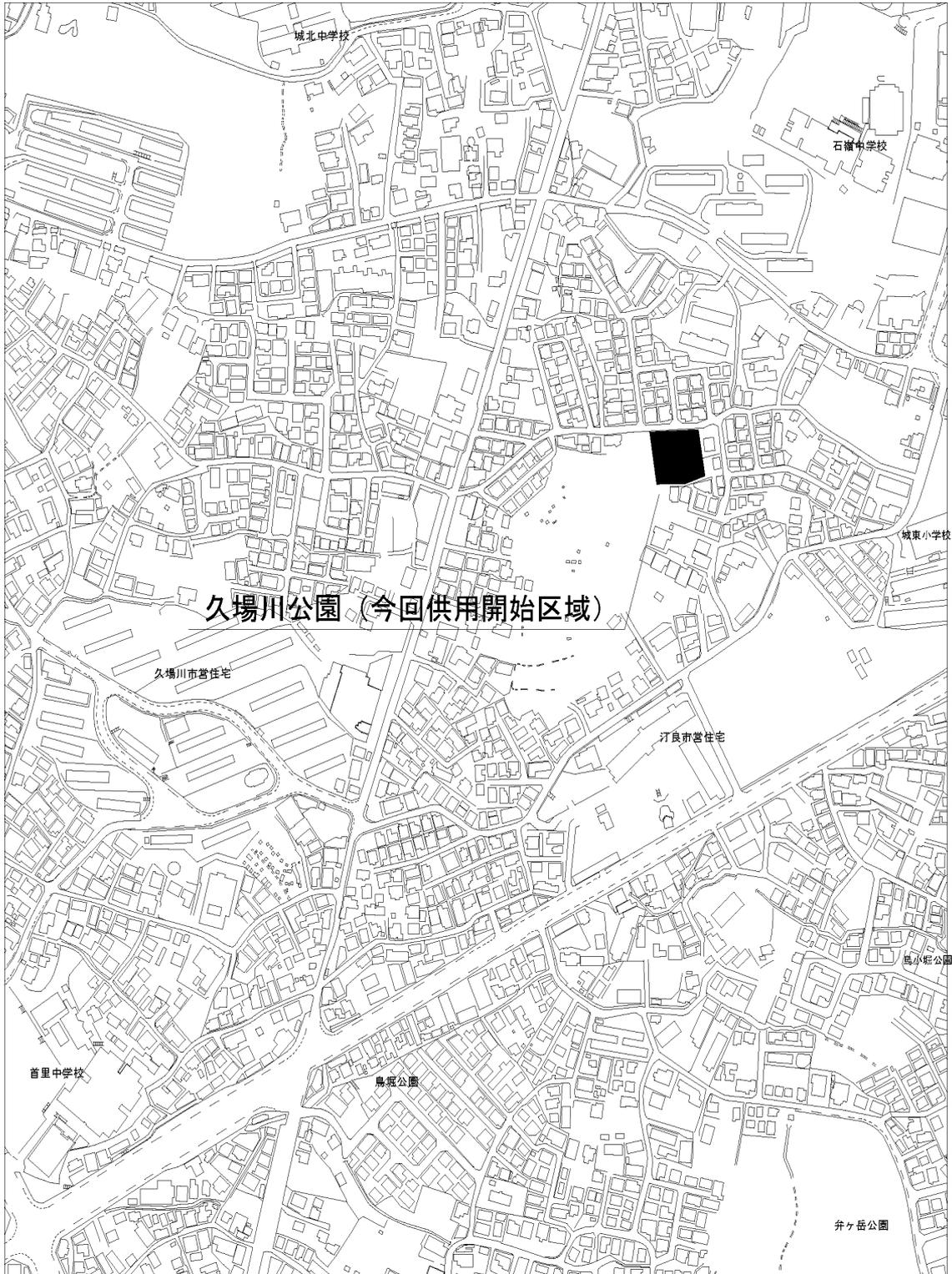
その関係図書は、公告と同時に那覇市建設管理部公園管理室において一般の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

記

公園の名称	久場川公園
公園の位置	那覇市首里石嶺町 2 丁目 3 1 番地 1
公園の区域	別紙参考図のとおり
供用開始の期日	平成 2 2 年 6 月 2 1 日

位 置 図



■ 今回供用開始区域

那覇市公告第64号

平成22年6月15日

掲 示 済

建築協定の公告縦覧について

建築基準法第70条第1項の規定による建築協定書が提出されたので同法第71条の規定により次のとおり公告する。

その関係図書は、那覇市都市計画部建築指導課に備えて一般の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- | | | |
|---|-------------|---|
| 1 | 建築協定の名称 | 首里城南ヒルズ建築協定 |
| 2 | 申請者 | 南風原町宇兼城387番地7
株式会社 ファースト・リゾート沖縄
代表取締役 工藤 翔磨 |
| 3 | 建築協定区域の地名地番 | 那覇市首里鳥堀町5丁目39-27、他14筆 |
| 4 | 縦覧場所 | 那覇市役所 都市計画部 建築指導課
那覇市銘苅2-3-1 新都心銘苅庁舎 5F |
| 5 | 縦覧期間 | 公告の日から起算して20日 |

那覇市公告第67号

平成22年6月22日

掲 示 済

建築協定変更の公告縦覧について

建築基準法第70条第1項の規定による建築協定書が提出されたので同法第71条の規定により次のとおり公告する。

その関係図書は、那覇市都市計画部建築指導課に備えて一般の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- | | | |
|---|-------------|--|
| 1 | 建築協定の名称 | 国場住宅地 建築協定 |
| 2 | 申請者 | 那覇市字国場6番地 嘉 数 清 実 |
| 3 | 建築協定区域の地名地番 | 那覇市国場前原303番1、
308番1 他12筆 |
| 4 | 縦覧場所 | 那覇市役所 都市計画部 建築指導課
那覇市銘苅2-3-1 新都心銘苅庁舎 5F |
| 5 | 縦覧期間 | 公告の日から起算して20日間 |

那覇市公告第 7 7 号

平成 2 2 年 7 月 1 日

公共嘱託登記業務に関する制限付一般競争入札の実施について

登記事務業務の委託について、次のとおり制限付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6第1項及び那覇市契約規則(昭和46年那覇市契約規則。)第13条第1項の規定により公告する。

那覇市長 翁 長 雄 志

1 入札に付する事項

- (1) 件 名 平成22年度 公共事業に係る用地調査測量及び土地の表示に関する登記申請業務委託
- (2) 業務の仕様等 仕様書及び入札説明書による。
- (3) 履行期間 契約の翌日から平成23年3月31日まで
- (4) 履行場所 那覇市役所管内
- (5) 予定価格 11,600,000円(消費税抜き)

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 次のアからウまでに掲げるいずれかの条件を満たす者であること。
 - ア 土地家屋調査士にあっては、沖縄県土地家屋調査士会の会員であり、5人以上が連帯して請け負い、その代表者が応札すること。
 - イ 土地家屋調査士法人にあっては、沖縄県土地家屋調査士会の会員であり、土地家屋調査士が5人以上在籍する土地家屋調査士法人であること。
 - ウ 社団法人沖縄県公共嘱託登記土地家屋調査士協会であること。

3 入札説明書の配布及び入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、那覇市建設管理部道路管理室(新都心銘苅庁舎4階 住所:那覇市銘苅2丁目3番1号)備え付けの入札説明書及び一般競争入札参加確認申請書を受け取り、2に掲げる事項について、証明できる書類を添付して、次に定めるところにより提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認の申請をすること。

なお、提出期間内に当該申請を行わなかったときには、当該資格が与えられない場合がある。

- (1) 配布及び提出期間 平成22年7月2日(金)から平成22年7月8日(木)の午前9時から午後5時まで(土曜日及び日曜日は除く)

- (2) 配布及び提出場所 沖縄県那覇市銘苅2丁目3番1号
那覇市 建設管理部 道路管理室 (新都心銘苅庁舎
4F)
電話番号 098-951-3237
(担当: 占用グループ 安里)
- (3) 提出方法 提出場所に持参すること。
- 4 契約条項等を示す場所及び問い合わせ先
3-(2)に同じ。
- 5 入札の方法
- (1) 郵便入札 (一般書留、配達証明、配達日指定郵便のすべてを指定し郵送すること)
- (2) 配達指定日 平成22年7月21日(水)
配達日を指定するためには、配達指定日の2日前(土日、祝祭日を除く)までに郵便局での手続きが必要。
- (3) 宛先 〒900-0004 那覇市銘苅2丁目3番1号
新都心銘苅庁舎 建設管理部 道路管理室
- (4) その他 直接持参又はFAXによる入札は、不可とする。
- 6 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 免除する。ただし、落札者が正当な理由無く契約を締結しない場合はその落札は効力を失い、損害賠償金として、見積もった契約金額の100分の5以上を那覇市に納付しなければならない。
- (2) 契約保証金 免除する。
- 7 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、那覇市道路管理室から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 8 入札の無効
競争に参加する資格を有しない者のした入札及び入札の条件に違反した入札は無効とする。
- 9 その他
- (1) 入札方法 入札参加者は、各項目の予定数量に応じた単価を各々算出し、その合計額を契約希望金額とすること。落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるか

を問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。入札の際は、封筒に入札書と業務数量表（特記仕様書の別紙2）を同封すること。

- (2) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) その他 詳細は、入札説明書による。

選挙管理委員会告示

那覇市選挙管理委員会告示第6号
平成22年6月17日
掲 示 済

選挙人名簿の縦覧場所について

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第23条第2項の規定(永久選挙人名簿)により、平成22年6月24日(木)に縦覧に供する選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面の縦覧場所は、次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会
委員長 亀 島 賢 優

縦覧の場所 那覇市銘苅2丁目3番1号 新都心銘苅庁舎2階
那覇市選挙管理委員会事務局

那覇市選挙管理委員会告示第7号
平成22年6月17日
掲 示 済

在外選挙人名簿の縦覧場所について

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第30条の7第1項の規定により、平成22年6月24日(木)に縦覧に供する在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事館の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面の縦覧場所は次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会
委員長 亀 島 賢 優

縦覧場所 那覇市銘苅2丁目3番1号 新都心銘苅庁舎2階
那覇市選挙管理委員会事務局

那覇市選挙管理委員会告示第8号
平成22年6月17日
掲 示 済

ポスター掲示場の設置場所について

平成22年7月11日執行の第22回参議院議員通常選挙における公職選挙法(昭和25年法律第100号)第144条の2第4項の規定によるポスター掲示場を次のとおり設置する。

那覇市選挙管理委員会
委員長 亀 島 賢 優

参議院議員通常選挙ポスター設置場所(告示)

投票区	番号	設置場所(所在)
1	1	首里石嶺町4-208 7 コーポアアシス向い(ガードレール)
1	2	首里石嶺町4-360-8 石嶺小学校前(ガードパイプ)
1	3	首里石嶺町4-260-1 徳森宅斜め向い(ガードレール)
1	4	首里石嶺町4-389 サービスセンター前(ガードパイプ)
1	5	首里石嶺町4-425-4 石嶺ハイツ団地通り(ガードレール)
1	6	首里石嶺町4-335 市営住宅敷地35棟入口側(ガードレール)
1	7	首里石嶺町4丁目 市営住宅1棟前(フェンス)
1	8	首里石嶺町4-99-1 まるしんビル前(歩道後方フェンス)
2	1	首里石嶺町2-70 石嶺市営住宅7棟前(柵)
2	2	首里石嶺町2-70-2 石嶺市営住宅17棟前(フェンス)
2	3	首里石嶺町2-233-8 奥浜宅前(ガードレール)
2	4	首里石嶺町2-191-8 神谷アパート前(歩道フェンス)
2	5	首里石嶺町2-204 神谷宅前(ガードレール)
2	6	首里石嶺町2丁目 首里高校野球場県道沿いガードレール
2	7	首里汀良町3丁目 市営住宅2号棟北東側バイク置き場隣緑

地

2	8	首里石嶺町 1 - 1 6 1 當真アパート (ガードパイプ)
3	1	首里石嶺町 3 - 2 1 0 伊佐川宅前 (フェンス)
3	2	首里石嶺町 3 - 1 1 3 - 1 伊良波宅横 (ガードレール)
3	3	首里石嶺町 3 - 1 - 1 コーポラスみやぎ前 (ガードパイプ)
3	4	首里石嶺町 1 - 1 4 7 - 3 首里協同クリニック前 (ガードレール)
3	5	首里石嶺町 1 - 6 2 - 3 国家公務員宿舎首里住宅 1 号棟前 (ガードレール)
3	6	首里久場川町 1 - 9 4 新島染色工房向い (ガードレール)
3	7	首里石嶺町 3 - 3 5 大興ビル隣の契約駐車場前 (道路フェンス)
3	8	石嶺町 1 丁目 城北小学校体育館前 (ガードパイプ)
4	1	首里久場川町 2 丁目 消防署首里出張所向い (ガードレール)
4	2	首里久場川町 2 - 9 6 久場川市営住宅 A 2 棟前 (ガードパイプ)
4	3	首里久場川町 2 - 9 6 久場川市営住宅 R 棟横ポンプ室跡地前 (ガードパイプ)
4	4	首里平良町 1 - 4 タウンプラザかねひで平良店横 (ガードパイプ)
4	5	首里久場川 1 - 1 1 1 金城宅斜め向い (ガードレール)
4	6	首里末吉町 1 - 1 昭和橋 (欄干)
4	7	首里平良町 1 - 3 7 宮城宅前 (植栽) (車道向き)
5	1	首里大名町 3 - 8 0 サンエー大名生活食品館前 (ガードパイプ)
5	2	首里大名町 3 丁目 大名団地 1 2 棟前 (フェンス)
5	3	首里大名町 3 丁目 大名団地 1 6 棟前グランド側 (フェンス)
5	4	首里大名町 1 丁目 大名町公民館隣 (ガードレール)
5	5	首里大名町 2 - 7 5 駐車場前 (ガードレール)
5	6	首里大名町 1 - 2 3 0 - 1 ロイヤルパレス首里向い (ガードパイプ)
5	7	首里石嶺町 3 - 3 0 - 3 カラオケハウスマンゴ前 (ガードパイプ)
6	1	首里儀保町 4 - 4 4 ふりそで館向い (ガードパイプ) (車道向)
6	2	首里汀良町 3 - 1 1 上里宅付近 (ガードパイプ) (歩道向き)

6	3	首里汀良町1丁目 汀良児童公園前(ガードレール)
6	4	首里赤平町2-18 カネキ書店斜め向い(フェンス)
6	5	首里儀保町1-12 モスバーガー駐車場向い(フェンス)
6	6	首里末吉町1-1 昭和橋(欄干)
6	7	首里儀保町1-19 知念宅前(フェンス)下の橋横
7	1	首里崎山町1-27 島袋アパート隣駐車場向かい側(植栽) (車道向き)
7	2	首里鳥堀町5-55-3 県営鳥堀団地1棟裏(フェンス)
7	3	首里崎山町1丁目 崎山公園遊び場横(フェンス)
7	4	首里赤田町2-57 名城宅前(ガードレール)
7	5	首里鳥堀町4-41-1 伊豆味宅横(柵)
7	6	首里崎山町3-49-1 當眞横(ガードレール)
7	7	首里崎山町4-53-19 沖縄自動車道入口横(フェンス)
7	8	首里崎山町4-222 農業試験場横(フェンス)
8	1	首里桃原町1-6 仲尾次宅前(ガードレール)
8	2	首里儀保町2-8 小山アパート向い(橋の欄干)
8	3	首里真和志町1-5 城西小学校正門入口横(フェンス)
8	4	首里大中町1-1 旧県立博物館向い(フェンス)
8	5	首里山川町2-1-4 友利宅向い(柵)
8	6	首里金城町3-68 (有)シュリデンキ向い(フェンス)
8	7	首里金城町4-71-10 東洋PR向い(フェンス)
9	1	首里寒川町2-5 石川パーキング前(ガードレール)向かって左側の電柱側
9	2	首里寒川町1-27-2 玉城宅向い(内側ガードフェンス)
9	3	首里山川町3-4-1 野里ハイツ道向い(ガードフェンス)
9	4	首里寒川町1-17 首里観音堂南門向かい(ガードパイプ)
9	5	首里山川町1-63 山川バス停向い(ガードフェンス)
9	6	首里山川町1-71 ガレージ沖縄隣(ガードフェンス)
9	7	首里寒川町1-13-2 勝連宅向い(ガードレール)
10	1	古島2-31-1 那覇市立病院看護婦宿舎(フェンス)
10	2	松島2-1-12 松島保育園付近(ガードパイプ)
10	3	古島1-19 宇久増公園内(草地) かねひで駐車場向い
10	4	松島2丁目 宝口公園
10	5	古島1-16-1 セントスヴェリエ上地付近(ガードパイ

		プ)
1 0	6	古島2 - 2 3 - 7 翁長宅向い 大神公園(柵)
1 0	7	古島1 - 1 9 宇久増公園内(木柵) 自治会集会所前
1 1	1	首里末吉町1丁目 末吉公園入口左側(柵)
1 1	2	首里末吉町4丁目 シルバー人材センター隣(ガードフェンス)
1 1	3	首里末吉町4丁目 瑞穂酒造(株)向い(ガードレール)
1 1	4	末吉町2丁目1 3 3 - 1 シティービューテラス横(ガードレール)
1 1	5	首里末吉町2丁目1 4 那覇市末吉老人福祉センター斜め向い(ガードレール)
1 1	6	首里末吉町4丁目 末吉東児童公園内(草地)
1 1	7	首里末吉町2丁目 末吉西公園(草地)
1 2	1	おもろまち駅東口交通広場南側(ガードパイプ)
1 2	2	字真嘉比2 6 4 バイパス荘前(ガードフェンス)
1 2	3	真嘉比2 5 2 - 3 オーシャンパレス向かい(ガードレール)
1 2	4	字真嘉比3 4 0 - 1 仮設住宅フェンス(サザンクロスビル向)
1 2	5	字真嘉比1 9 6 - 1 空手道場前(ガードパイプ)向って左側
1 2	6	真嘉比小学校 西側門左側(フェンス)
1 3	1	字安里1 5 4 - 1 仲本宅前(ガードパイプ)
1 3	2	字安里1 1 7 カーブミラー付近(ガードパイプ)
1 3	3	字安里1 1 1 - 1 タマキパーキング前(ガードパイプ)
1 3	4	字安里4 9 2 安里公園(柵) 安里地域掲示板横
1 3	5	牧志2 - 1 0 - 1 マックスバリュー牧志店向い(後方柵)
1 3	6	字安里2 4 玉城宅前(ガードレール)
1 3	7	安里3丁目4 - 1 9 向かい(ガードフェンス)
1 3	8	字安里4 4 目取真アパート前(ガードレール)
1 4	1	松川2 0 1 沖縄郵便貯金会館向い歩道側ガードフェンス
1 4	2	字松川4 4 8 - 1 喜納マンション前ガードフェンス
1 4	3	松川3 - 1 2 - 2 1 松城マンション西側歩道側ガードパイプ
1 4	4	松川3 - 1 8 - 3 0 (田名クリニックの東隣車道側ガードパイプ)
1 4	5	繁多川3 - 7 - 1 5 メドルマホンダ横寒川前原橋の橋柵

14	6	松川3 - 23 - 53 (ユタカハイム前歩道側ガードパイプ)
14	7	繁多川2 - 5 - 1 (県営松川団地入口ガードパイプ)
14	8	繁多川1 - 16 - 3 県営繁多川高層住宅公園フェンス
15	1	字松川386 - 1 ユタカハイム前(転落防止柵)
15	2	松川2 - 4 - 1 泉産業ビル後方大道橋(欄干)
15	3	松川2 - 14 - 24 金城宅前(ガードレール)
15	4	三原2 - 35 - 17 嘉陽カミ宅前(ガードレール)
15	5	字松川314 祝嶺アパート前(転落防止柵)
15	6	松川3 - 7 - 26 松川橋(欄干)
15	7	三原2 - 26 - 7 神谷宅前(ガードパイプ)
15	8	松川2 - 8 - 25 シティーヒル一原側 指帰橋(欄干)
16	1	字大道88 - 17 照屋宅向い(ガードレール)
16	2	字大道164 ライオンズマンション前ほたる橋欄干(ガードレール)
16	3	字大道146 - 1 大道小学校体育館横大道練兵橋(欄干)
16	4	字大道158 真和志中学校グラウンド前(ガードレール) 県婦連会館向い
16	5	三原1 - 26 - 1 海銀三原支店前(植栽) 交差点より可能な限り右側へ
16	6	字安里361 - 13 島田宅横月極契約駐車場前(転落防止柵)
16	7	字大道73 - 1 バイパスアパート横(転落防止柵)
16	8	寄宮2 - 32 - 1 真和志庁舎向い(転落防止柵)
17	1	繁多川1 - 1 - 43 三和交通繁多川営業所(フェンス)
17	2	繁多川1 - 3 - 17 コートヴィレッジ繁多川向かいのガードレール
17	3	繁多川5 - 5 - 1 波平アパート隣ガードレール
17	4	繁多川2 - 14 - 7 石田中バス停後方歩道側ガードレール
17	5	繁多川3 - 14 - 16 アーバン繁多川向いガードレール
17	6	繁多川5 - 20 - 11 山城宅隣の城南会駐車場前ガードレール
17	7	繁多川5 - 24 - 1 繁多川自治会ガードパイプ
17	8	字真地43 - 1 真地薬品隣ガードパイプ
18	1	識名2 - 13 - 46 (有)スリーエイト隣歩道側ガードフェンス

18	2	識名3-19-12	マンション識名12前市道側ガードレール
18	3	識名3-18-33	琉球うるし工芸付近ガードレール
18	4	識名3-1-43	若夏マンション隣塀前ガードパイプ
18	5	識名4-13-5	新垣アパート前ガードパイプ
18	6	識名3-10-20	幸正組隣ガードレール
18	7	識名1-11-26	識名伝道所東側ガードレール
19	1	長田2-24-6	中尾宅向いガードレール
19	2	長田2-17-30	慶田宅前ガードレール
19	3	長田2-14	長田西公園のフェンス
19	4	長田2-33-50	キャッスルエミネット隣長田南公園柵
19	5	長田2-32-43	ピースフルハイツ向い歩道側後方ガードフェンス
19	6	字上間620-1	平良宅向いガードレール
19	7	上間1-15	溜池横ガードレール
19	8	長田2-1-20	ビデオショップ大都会前ガードパイプ
20	1	字国場405	嘉数女子学園前ガードパイプ
20	2	字国場183-2	嘉数宅前歩道側ガードフェンス
20	3	字国場15	渡嘉敷アパート横歩道側ガードフェンス
20	4	字仲井真357-1	ココパレス前 国道の歩道側フェンス
20	5	字仲井真133	シュウズプラザナハ国場店前(後方柵)
20	6	字仲井真257-2	コーポ城間前 国道の歩道側フェンス
20	7	字仲井真260	仲井真北公園の柵
20	8	字上間490-1	崎山宅向いのガードレール
21	1	字識名1247-1	コーワマンション前ガードレール
21	2	字上間205-1	(株)ランバードランド横資材置場前ガードレール(歩道向き)
21	3	字上間219-1	コーポ大城前ガードレール
21	4	字真地210-1	マンション真地前ガードレール
21	5	字真地313	真地小学校前ガードレール
21	6	字真地277	真地団地8棟前バス停向いガードパイプ
21	7	字真地277	真地団地12棟前フェンス
22	1	字国場1171付近	おもしろ公園の柵
22	2	字国場1166付近	与儀元気公園の柵

2 2	3	字国場 8 6 9 - 1	テラス東門前ガードフェンス
2 2	4	字国場 7 2 4 - 1	東京ラーメンとん珍亭向かいの植栽
2 2	5	字国場 5 5 5	沖大グラウンド前歩道側ガードパイプ
2 2	6	字国場 6 9 3	島宅前ガードパイプ
2 2	7	長田 1 - 2 2	長田北児童公園の東側柵
2 3	1	寄宮 3 - 1 - 1	真和志小学校正門前ガードパイプ (車道向き)
2 3	2	寄宮 3 - 1 9 - 1 1	寄宮フィッシングセンター裏ガードパイプ
2 3	3	寄宮 2 - 3 7 - 1 2	宮城胃腸科内科医院向い体育館前ガードパイプ
2 3	4	三原 3 - 2 1 - 1 6	ソレイユ・和なごみ向い大石公園内川沿いフェンス
2 3	5	寄宮 3 - 1 0 - 1	J A 沖縄真和志支店裏ガードパイプ
2 3	6	寄宮 3 - 8 - 1 0	西平菓子店向いガードパイプ
2 3	7	寄宮 3 - 1 - 1	真和志小学校北側ガードパイプ
2 4	1	寄宮 2 - 3 8 - 2 2	琉球銀行寄宮支店前ガードパイプ
2 4	2	寄宮 1 - 2 2 - 7	洋裁店エミコ横ガードレール
2 4	3	寄宮 2 - 3 - 1	沖縄整肢療護園横ガードパイプ
2 4	4	寄宮 2 - 3 2	真和志庁舎西側入口ガードパイプ
2 4	5	寄宮 1 - 1	与儀公園東側の柵
2 4	6	寄宮 1 - 1	与儀公園西側バス停後の植栽フェンス
2 4	7	寄宮 1 - 1	与儀公園南側バス停後の植栽ガードパイプ
2 5	1	与儀 1 - 3	旧県立那覇病院前与儀バス停横 (ガードパイプ)
2 5	2	与儀 1 - 2 4 - 1	与儀交差点向け県立看護大学前バス停横 (ガードパイプ)
2 5	3	字与儀 3 6 8 1 7	タウンプラザかねひで与儀東店前 (植栽)
2 5	4	与儀 1 - 1	与儀小学校正門左横 (金網フェンス)
2 5	5	字与儀 1 2 5 - 2	ちゅら建装横 Y T パーキング前 (植栽)
2 5	6	字与儀 4 1	城間宅前 (ガードレール)
2 5	7	与儀 2 - 1 1	なかよし公園柵
2 5	8	与儀 2 - 2 0	わんぱく公園柵
2 6	1	与儀 2 - 1 8 1 9	古波倉宅向い (ガードパイプ)
2 6	2	字古波蔵 3 9 3	古蔵小学校東側 (ガードパイプ)

2 6	3	字古波蔵 2 6 6	契約駐車場前(ガードパイプ)
2 6	4	字古波蔵 3 9 6 - 1	大嶺ハイツ前(ガードパイプ)
2 6	5	古波蔵 4 - 2	古蔵パーキング向い漫湖公園歩道側(転落防止柵)
2 6	6	古波蔵 4 - 1 1 - 1	沖縄赤十字病院側(転落防止柵)
2 6	7	字国場 1 1 8 2 - 8	ファミリーマート駐車場側(ガードパイプ)
2 7	1	古波蔵 3 - 2 - 2 3	丸ニタクシー前(陸橋階段側)
2 7	2	古波蔵 3 - 7 2 5	赤十字社沖縄県支部駐車場前(ガードパイプ)
2 7	3	古波蔵 3 - 3 - 2 0	県営美田市街地住宅前(ガードパイプ)
2 7	4	古波蔵 3 - 8 - 2 8	こくらクリニック前(植栽)
2 7	5	古波蔵 3 - 2 3	市公園管理事務所入口横(転落防止柵)
2 7	6	古波蔵 3 - 8 1 4	古波蔵郵政宿舎前(ガードパイプ)
2 7	7	古波蔵 3 - 1	Fステージ古波蔵レイクフロント向い(転落防止柵)
2 8	1	字安謝 6 5 3	国際重機ビル付近(ガードフェンス)
2 8	2	安謝 2 - 1 5	安謝市営住宅付近(ガードフェンス)
2 8	3	字安謝 2 7 0	我那覇宅向い(ガードパイプ)
2 8	4	字安謝 6 6 4 - 3 2	マックスバリュー斜め向い安謝橋バス停側(ガードフェンス)
2 8	5	字安謝 2 3 7 - 8	儀間宅付近(ガードフェンス)
2 8	6	字安謝 5 5 3 - 1	サントリー沖縄向かい安謝東公園(フェンス)
2 8	7	安謝小学校裏門近く	(ガードパイプ) レジデンス長門前
2 9	1	字天久 1 1 9 6	日琉アパート前(ガードレール)
2 9	2	安謝 2 6 0	屋宜アパート横 駐車場前(ガードパイプ)
2 9	3	曙 3 丁目 9	県営あけぼの市街地住宅前緑地
2 9	4	曙 2 - 1 8	曙小学校(正門左側フェンス)横断歩道前
2 9	5	港町 2 - 1 0	新港ふ頭中央緑地公園内(東側の柵)
2 9	6	字天久 1 1 9 6 - 1 2	オフィスシステムプロダクト向い(ガードパイプ)
2 9	7	港町 1 - 6	新港ふ頭東緑地公園(草地)・沖縄ヤマハ斜向
2 9	8	曙 2 - 1 8	曙小学校裏門駐車場(フェンス)
3 0	1	泊 3 - 1 - 8	泊北岸船客待合所入口横(ガードパイプ)

30	2	泊3-17-7	ライオンズマンション向い(ガードパイプ)
30	3	字上之屋411-3	日本航空上之屋社宅前(ガードパイプ)
30	4	泊3丁目311	国際平和会館駐車場前(ガードパイプ)
30	5	泊2丁目	泊小学校表示前(ガードパイプ)横断歩道から離して左より
30	6	泊小学校裏門前	カーブミラー付近(ガードパイプ)
30	7	泊1丁目	崇元寺公園内付近(ガードパイプ)
30	8	泊小学校	正門付近(ガードパイプ)横断歩道から離して左より
31	1	壺屋1-5-13	那覇市壺屋児童館裏(植栽)
31	2	壺屋1-28-18	クリーニング店横契約駐車場前(植栽)
31	3	樋川2-8	神原中学校前四条橋(欄干)
31	4	字安里411-1	サンハイツ前安里橋(欄干)安里交差点向け右側
31	5	安里2丁目付近	ひめゆり橋(欄干)安里交差点に向かって右側
31	6	壺屋2-23-22	宮里宅向い契約駐車場前(植栽)
31	7	壺屋1-3-12	ビガ口壺屋前(植栽)
32	1	牧志2-8	牧志公園公衆トイレ前
32	2	牧志2-1-3	MITUOシーサー美術館前(植栽)
32	3	牧志2-13-2	高良宅横(ガードレール)
32	4	安里2-5-22	安里交差点付近後方(柵)
32	5	安里2丁目付近	ひめゆり橋(欄干)安里交差点に向かって左側
32	6	牧志3-14-12	壺屋小学校裏門横(フェンス)
32	7	安里2-6-51	那覇情報システム専門学校向い(柵)
33	1	泉崎1丁目	モノレール旭橋駅交通広場前(植栽)
33	2	久茂地1-2-20	OTV国和プラザ前(フェンス)
33	3	泉崎1-1-1	市役所裏通り(ガードパイプ)
33	4	泉崎2丁目101-24	国場幸一邸前(ガードレール)
33	5	松尾1-5-1	那覇グランドホテル付近(ガードパイプ)
33	6	松尾2-3-25	アーバンヒルズ松尾横(ガードレール)
33	7	松尾2-16	松尾公園前(ガードパイプ)
33	8	松尾1-21-44	那覇高校正門右側(ガードパイプ)
33	9	松尾2丁目17番	サンパーキング開南駐車場前(植栽)

- | | | |
|-----|---|---------------------------------------|
| 3 4 | 1 | 樋川1丁目 中央公園東側コンクリート柵 |
| 3 4 | 2 | 樋川1-33-3 又吉胃腸科外科医院向いと儀小学校側(ガードパイプ) |
| 3 4 | 3 | 樋川2-8-8 神原中学校(金網フェンス) |
| 3 4 | 4 | 楚辺1-5-1 桃原司法書士事務所横(ガードレール) |
| 3 4 | 5 | 樋川1-18-66 高里宅前(ガードレール) |
| 3 4 | 6 | 樋川1-8-8 樋川市営住宅側(ガードレール) |
| 3 4 | 7 | 樋川1-12-39 上間宅前(ガードパイプ) |
| 3 5 | 1 | 楚辺2-1 城岳小学校駐車場前(植栽) |
| 3 5 | 2 | 楚辺2-1 城岳小学校前(植栽) |
| 3 5 | 3 | 字楚辺292 「ライオンズ泉崎マークヒルズ」前(植栽) |
| 3 5 | 4 | 字楚辺270 公衆電話ボックス前(植栽) |
| 3 5 | 5 | 字楚辺234 コインランドリー向い(植栽) |
| 3 5 | 6 | 楚辺2-42 壺川交差点前(ガードパイプ柵) |
| 3 5 | 7 | 楚辺2-33 沖縄県JA会館前(ガードパイプ) |
| 3 6 | 1 | 壺川3-1-19 ミスタードーナツ裏 |
| 3 6 | 2 | 壺川3-2-6 市営住宅1号棟正面入り口向い(植栽) |
| 3 6 | 3 | 壺川1-11-1 壺川東市街地住宅(ガードパイプ) |
| 3 6 | 4 | 壺川3-3-8 那覇中央郵便局横 |
| 3 6 | 5 | 壺川2-3-9 那覇社会保険事務所向い壺川中公園内(緑地) |
| 3 6 | 6 | 壺川1-11-1 壺川東公園(植栽) |
| 3 6 | 7 | 壺川2-10-6 県営大橋市街地住宅横(緑地) |
| 3 7 | 1 | 久茂地1-11-6 琉球銀行横川沿い(植栽) |
| 3 7 | 2 | 久茂地2-5-18 こくば駐車場向い(ガードレール) |
| 3 7 | 3 | 久茂地3-24-1 久茂地公民館近くモノレール高架橋下(ガードレール) |
| 3 7 | 4 | 牧志1-15 十貫瀬橋近く駐車場横(ガードレール) |
| 3 7 | 5 | 久茂地2-25-1 高田久茂地マンション横川沿い(ガードレール) |
| 3 7 | 6 | 久茂地3-19 美栄橋公園(フェンス) |
| 3 7 | 7 | 久茂地3-26 久茂地小学校正門横付近(ガードパイプ) 信号機から離すこと |
| 3 8 | 1 | 前島2丁目 前島橋欄干 |

38	2	前島1丁目 前島橋欄干
38	3	前島2-16-8 フリアンティーズ(洋菓子屋)前(柵)
38	4	前島1-7-1 前島小学校付近(ガードパイプ)
38	5	前島2-13-10 第一総業(株)管理駐車場(フェンス)
38	6	前島1-20 前島南公園(柵)
38	7	前島1-3 前島中央公園(柵)
39	1	松山1-27 りゅうせき専用駐車場横(ガードパイプ)
39	2	松山1-21-2 国家公務員松山住宅2号棟前(ガードパイプ)
39	3	松山2-24-1 那覇中学校体育館側(植栽)
39	4	松山2-22-1 若松市営住宅向い(ガードパイプ)
39	5	松山2-24 那覇中学校裏門横(ガードパイプ)
39	6	前島3-20 前島北児童公園(柵)
39	7	松山2-19 若松公園(柵)
40	1	若狭2-16 若狭小学校正門横(植栽)
40	2	若狭2-16 若狭小学校プール側(ガードパイプ)
40	3	若狭2-12 若狭公民館横(ガードパイプ)
40	4	若狭3-6 たか美容室向い(ガードパイプ)
40	5	若狭1-23 若狭海浜公園(植栽)
40	6	若狭1-25 旭ヶ丘公園(植栽)
40	7	若狭3-32 夫婦瀬公園内
41	1	松山1-17 松山公園前(植栽側)
41	2	久米2-17 松下駐車場前(ガードパイプ)
41	3	久米2-15 久米公園遊び場入り口(囲い)
41	4	西1-2-16 (株)琉球光和向い(植栽)
41	5	東町10-1 エムズガーデン モナコ横(ガードパイプ)
41	6	東町12 東町南公園(ガードパイプ)
42	1	東町14-2 東和重機向い(フェンス)
42	2	西1-6 沖縄ポートホテル横(ガードパイプ)
42	3	辻2-32 波之上自動車学校向い(植栽)
42	4	辻1-7 辻南公園側(ガードパイプ)
42	5	辻1-10 長光金物店前(ガードパイプ)
42	6	辻2-26 三文珠公園(フェンス)

4 2	7	辻 2 - 1 5	辻児童公園 (植栽)
4 3	1	山下町 3 1	垣花食堂向いガードパイプ
4 3	2	山下町 2 8 - 8	照屋宅向いガードレール
4 3	3	山下町 1 7	垣花幼稚園前ガードパイプ
4 3	4	山下町 6	山下西児童公園入り口フェンス
4 3	5	山下町 3 1 - 2 7	上原宅前ガードレール
4 3	6	山下町 5	仲本宅向い歩道のガードパイプ
4 3	7		山下交差点ガードパイプ (県道向け) (車道向き)
4 3	8		沖縄そば「与那原屋」向い歩道の落下防止柵 (歩道側の柵に設置すること)
4 4	1	字小禄 8 8 0 - 4	平良宅前ガードパイプ (ガードパイプの中央)
4 4	2	字小禄 1 0 5	高良宅向いガードレール
4 4	3	字田原 8 8	田原自治会館斜め向いガードレール
4 4	4	字田原 1 6 9 - 5	新垣宅前ガードパイプ
4 4	5	字小禄 1 1 8 0	真境名宅向いガードレール
4 4	6	字小禄 2 3 9	ホテルエアポート那覇駐車場斜め前ガードパイプ
4 4	7	字小禄 4 1 4 番地	タカラ契約駐車場前ガードパイプ
4 5	1	小禄 1 - 2 8 - 3 0	丸高アパート向いガードパイプ
4 5	2	小禄 4 - 1 7 - 1	當間宅向い小禄若草公園フェンス
4 5	3	字小禄 1 2 4 0	小禄泉原郵便局横ガードパイプ
4 5	4	小禄 3 - 7 - 2	Uハウス前ガードレール
4 5	5	小禄 5 - 1 3 - 1	たかよしビル前ガードレール
4 5	6	小禄 4 - 1 - 3	長嶺第 2 アパート駐車場落下柵 (歩道側の柵に設置すること)
4 5	7	小禄 3 - 5 - 7	小禄月光公園
4 5	8	字小禄 5 4 6 - 2	金城アパート前ガードパイプ
4 6	1	鏡原町 1 0 - 4 0	那覇市心身障害児療育センター向いガードレール (漫湖側)
4 6	2	鏡原町 2 2	くじら公園側ガードレール
4 6	3	小禄 1 - 3 2 - 1	大山方横ガードパイプ
4 6	4	小禄 1 - 9	ひよどり児童公園柵
4 6	5	鏡原町 3 7 - 1	漫湖公園テニスコート前植込み

4 6	6	鏡原町 3 4 - 4 0 サンエー小禄ショッピングセンター前ガードパイプ
4 7	1	字宇栄原 4 4 3 玉城宅前ガードパイプ
4 7	2	字宇栄原 4 1 2 平良宅前ガードパイプ
4 7	3	字宇栄原 8 6 9 - 2 宇栄原団地前バス停横ガードパイプ
4 7	4	字宇栄原 5 7 7 宇栄原団地 A - 2 前ガードパイプ
4 7	5	字宇栄原 6 0 5 宇栄原団地 B - 1 前柵
4 7	6	字宇栄原 5 9 8 宇栄原団地中央幼児遊園柵
4 7	7	字宇栄原 8 6 9 宇栄原団地 C - 1 5 向かいガードパイプ
4 7	8	字宇栄原 6 9 4 番地隣 宇栄原中公園柵
4 8	1	宇栄原 1 - 2 6 - 1 5 小禄オートガス前ガードパイプ
4 8	2	宇栄原 1 1 0 - 1 0 トップ美容室横ガードパイプ
4 8	3	宇栄原 2 - 1 1 五月公園柵
4 8	4	宇栄原 1 - 1 5 - 1 6 石原方前ガードパイプ
4 8	5	宇栄原 2 - 2 3 - 1 小禄中学校前ガードパイプ
4 8	6	赤嶺 2 - 2 - 1 赤嶺中継ポンプ場前ガードレール
4 8	7	高良 3 - 5 高良あおぞら公園柵
4 8	8	高良 3 - 3 - 1 いさやパーキング前ガードレール
4 9	1	高良 1 - 4 高良公園
4 9	2	宮城 1 - 1 2 - 5 ガードパイプ
4 9	3	高良 2 - 3 - 1 8 小禄農協横落下柵
4 9	4	高良 1 - 4 - 4 3 具志方前(柵)
4 9	5	高良 2 - 1 4 - 2 2 サンヒルズ高良向い落下柵
4 9	6	具志 2 - 2 4 あさがお公園柵
4 9	7	具志 3 - 1 0 具志・宮城西公園柵
4 9	8	具志 3 - 3 2 忠農園横ガードレール
5 0	1	金城 1 丁目 9 小禄すみれ児童公園
5 0	2	赤嶺 2 丁目 小禄わかば公園
5 0	3	田原 3 - 2 - 1 小禄市営住宅 1 棟前フェンス
5 0	4	田原 3 - 6 - 1 小禄市営住宅 5 棟前駅階段前フェンス
5 0	5	金城 5 - 1 0 - 2 琉球ジャスコ那覇店西側駐車場出口横植栽
5 0	6	金城 3 - 2 - 1 小禄金城公園内柵(池の前)
5 0	7	田原 1 - 7 どんぐり公園フェンス

5 0	8	田原 3 - 4 - 1	田原公園
5 0	9	赤嶺 2 - 6 - 1	世界真光沖縄道場前ガードレール
5 1	1	銘苅 2 - 3 - 1	新都心銘苅庁舎前
5 1	2	銘苅 1 - 1 6 - 5	ふくふくびる向 (ガードレール)
5 1	3	字古島 2 9	琉球生コン前 (ガードフェンス)
5 1	4	銘苅 3 - 5	安岡ガジュマル公園 (草地)
5 1	5	銘苅 3 - 3	銘苅てんとうむし公園 (草地)
5 1	6	銘苅 1 - 1 8 - 1 6	新都心銘苅市営住宅 1 号棟前 (植栽)
5 1	7	銘苅 2 - 1 0	公園側 (ガードフェンス)
5 1	8	銘苅 1 - 5	銘苅かりゆし公園 (草地)
5 2	1	新都心公園 (植栽)	はるやま向
5 2	2	新都心公園 (植栽)	新都心マンション大興向い
5 2	3	新都心公園 (植栽)	メゾンドール U C H I M A 向い
5 2	4	新都心公園 (植栽)	パークサイドおもろ向い
5 2	5	天久ちゅらまち公園 (植栽)	メゾン・ポルテ・ボヌール向い
5 2	6	天久 2 - 2 4	天久緑風公園 (柵)
5 2	7	天久 1 - 2 4	天久プリン山公園 (草地)
5 2	8	天久ちゅらまち公園	スポーツデポ側

那覇市選挙管理委員会告示第9号

平成 2 2 年 6 月 1 7 日

掲 示 済

特定国外派遣隊員の不在者投票用紙等の交付及び郵送開始日について

平成 2 2 年 7 月 1 1 日執行の参議院議員通常選挙において、公職選挙法施行令（昭和 2 5 年政令第 8 9 号）第 5 9 条の 5 の 4 第 7 項の規定により、公示日前に投票用紙及び投票用封筒を交付し、又は郵便をもって発送する場合、その交付及び発送を開始する日は、平成 2 2 年 6 月 1 9 日とする。

那覇市選挙管理委員会

委員長 亀 島 賢 優

監査委員公表

監査公表第 2 号

平成 2 2 年 6 月 1 5 日

掲 示 済

那覇市監査委員	慶	利光
同	宮里	善博
同	大浜	安史
同	仲松	寛

那覇市職員措置請求監査結果について (公表)

地方自治法 (昭和 2 2 年法律第 6 7 号) 第 2 4 2 条第 4 項の規定に基づき、住民監査請求に係る監査を執行したので、同項の規定によりその結果を、次のとおり公表する。

第 1 監査の請求

- 1 請求人 元安 一明
- 2 請求書の提出 平成 2 2 年 4 月 1 9 日
- 3 請求の要旨 監査請求書及び事実証明書に記載された事項並びに陳述の内容を勘案して、請求の要旨を次のように解した。
 - (1) 那覇市教育委員会 (以下「委員会」という。) は、P T A に車両の保管場所として目的外使用を許可し、那覇市行政財産使用料条例第 4 条第 1 項第 2 号の規定に基づき免除申請のあつた 3 5 台分の使用料 2 0 6 万円を免除した。これは違法又は不当な財産の管理を怠ったものであり、市に損害を与えた。
 - (2) 委員会は、真和志中学校 3 号棟校舎 1 階の階段下、小禄中学校の教室を校内売店として施設の目的外使用を許可した。貸付面積等が不明のため損害額は算出できないが、違法又は不当な財産の管理を怠る事実であり是正を求める。
 - (3) 委員会は、教職員の P T A 関連の行事、会議、研究大会等に参加するにあたって、職務専念義務免除を付与している。公務としての処理は給与を支払ったものとみなされ、不当である。職務専念義務免除で処理するのではなく、当該職員の休日での処理するよう措置を求める。
 - (4) 平成 2 0 年度地方教育費調査「P T A 寄付等」の補助票によると、総額 1 億 3 , 0 1 0 万 2 千円のうち、消費的支出のなかの、その他教育活動費 1 , 6 6 8 万 5 千円、管理費 1 , 6 1 8 万 8 千円、補助活動費 1 5 5 万 8 千円、所定支払金 3 6 7 万 8 千円、資本的支出のなかの設備・備品費 9 3 3 万 4 千円、図書購入費 3 , 3 8 9 万 3 千円、合計 8 , 1 3 3 万 6 千円は公費で賄われるべきである。那覇市の歳入として処理されるべきで、これを損害とみなすものである。
 - (5) 安謝小学校と曙小学校において、P T A 事務机は学校事務室の一角に使

用許可申請なしに設置し、通年占用している。安謝小学校の事務室使用料 4 万 8 0 6 円、曙小学校の事務室使用料 4 万 6 , 7 0 2 円について、その補填を求める。

- (6) 曙小学校 P T A から小学校へ冷水機、冷房機が寄贈されたが、備品登録されていない。管理台帳にない設備についての電気料金等、不当な公費支出による損害金 7 万 8 , 9 5 2 円について、その補填を求める。
- (7) 委員会の使用許可が無いにもかかわらず、真和志中学校の P T A 資料室、古藏中学校の P T A 室、那覇中学校の那覇中同窓会、P T A 研修室、おやじの会、首里中学校の P T A 研修室を使用しているのて是正措置を求める。

- 4 事実証明書 学校施設使用許可書(駐車場)
学校施設使用許可書(売店)
職務専念義務免除承認申請書
P T A 寄付金等の補助票(学校用)
施設管理課用地グループ作成資料
公文書部分公開決定通知書

第 2 請求の受理

本件措置請求は、地方自治法(以下「法」という。)第 2 4 2 条に規定する要件を備えているものと認め、これを平成 2 2 年 4 月 2 6 日に受理した。

第 3 監査の実施

- 1 請求人及び関係職員の証拠の提出、陳述等
措置請求のあった後、請求人及び関係職員から証拠の提出を受けた。
また、法第 2 4 2 条第 6 項の規定に基づき、平成 2 2 年 5 月 1 8 日、請求人及び関係職員から本件措置請求事情聴取等を受けた。
- 2 監査対象事項
行政財産の管理を怠たり、市に損害を生じさせたという請求人の指摘について、違法又は不当にあたるか否かについて監査を実施した。
なお、請求の要旨(3)の P T A 関連の行事等への職務専念義務免除による参加を当該職員の休日で処理するよう措置を求めているが、これは職員の服務に係ることであり、また、請求の要旨(4)の平成 2 0 年度地方教育費調査「P T A 寄付等」については、委員会による財務会計上の行為はないので監査の対象外である。
- 3 監査対象部局
教育委員会 生涯学習部施設課
学校教育部学校教育課及び学務課

第 4 監査の結果

- 1 事実の確認
監査の結果以下の事実を確認した。なお、請求の要旨(3)及び(4)は、監査の対象外であることから省略する。
(1) 市内各中学校の P T A 会長から P T A が保有する車両 3 5 台分の学校施設使用許可申請及び行政財産使用料減免申請があり、那覇市教育委員会教育長(以下「教育長」という。)は、学校施設使用許可条件を付し、那覇市公

有財産規則第30条第1項第2号及び那覇市学校施設の使用に関する規則第2条に基づき使用許可し、使用料については那覇市行政財産使用料条例第4条第1項第2号に基づき免除している。

(2) 真和志中学校PTA会長及び小禄中学校PTA会長から、校内売店の学校施設使用許可申請及び行政財産使用料減免申請があり、教育長は学校施設使用許可条件を付し、那覇市公有財産規則第30条第1項第2号及び那覇市学校施設の使用に関する規則第2条に基づき使用許可し、使用料については那覇市行政財産使用料条例第4条第1項第2号に基づき免除している。

(5) 学校教育を進める上で必要な施設機能を確保するために、計画及び設計における留意事項を示した文科省の「小学校施設整備指針」において、「PTA活動の拠点となる室として、必要な家具等を適切に配置できる面積、形状等とすることが望ましい」とのことから、安謝小学校長及び曙小学校長はPTA事務機の配置を認めている。

(6) 冷水機については、その設置に当たって、設置位置、電気容量、給排水方法等、寄贈物品の受け入れに関する事務取扱要領(以下「要領」という。)に基づき委員会と事前調整を行なったうえで設置され、設置後は、学校からの寄贈備品の報告を受け、委員会において備品登録し管理している。

冷房機についても、同様に設置に当たっては、設置位置、電気容量、排水方法等、要領に基づき委員会と事前調整を行なったうえで、寄贈申請の手続きにより設置され、設置後は委員会において管理している。

(7) 「那覇中学校同窓会」「那覇中学校おやじの会」から、それぞれ同会長名で学校施設使用許可申請があり、那覇市公有財産規則第30条第1項第4号及び那覇市学校施設の使用に関する規則第2条に基づき、那覇中学校長は、これを許可している。

その他、4中学校のPTA室等については、文部科学省の「中学校施設整備指針」において、「PTAの活動の拠点となる場として計画することが重要である」とのことから、学校施設の一部と認められる。

2 監査委員の判断

PTAは、学校行事や学校運営が円滑に行われるための団体であり、また、学校、地域及び家庭のパイプ役をはたすなど、学校における教育活動や地域と協働して子ども達の健全育成に密接にかかわっている団体である。

また、PTAは保護者と教職員が相互に協力し合って、子ども達の健全育成を図る目的で組織された社会教育関係団体(教育関係団体)である。

PTA活動は公益性が高く、広義でいう公共的団体の一部を構成する団体として位置づけられ、併せて社会教育関係団体として社会教育法第10条、第11条及び第12条に基づき、委員会はPTAの求めに応じ協力・支援を行ってきた。

法第157条に規定する公共的団体等は、「いやしくも公共的な活動を営むものはすべて公共的団体等に含まれ、法人たると否とを問わないとされる」と解されており、商工会、青年会、婦人会等と同様に、PTAも公共的団体として認められる。

以下、請求人の指摘に対して次のように判断する。

- (1) 請求の要旨(1)のPTAが保有する車両の駐車場の使用許可、及び請求の要旨(2)の売店を設置したことによって、市は違法又は不当に行政財産の管理を怠ったか否かについて

教育長は、公共的団体を協力・支援するに当たって、那覇市公有財産規則第30条第1項第2号によると、公共的団体において、公益事業の用に供する場合には、その用途又は目的を妨げない限度において行政財産の使用を許可することができる」とされている。

また、那覇市行政財産使用料条例第4条第1項第2号によると、公共的団体において、公益事業の用に供するため使用するときには、市長は使用料を減免することができる」とされている。

PTAが保有する車両は、部活動における生徒の送迎、夜間パトロール、環境整備に活用する等、PTA活動を円滑かつ効果的に実施するために、駐車場が確保されている。

また、教師が学校における生徒の学習活動、生徒指導及び教授活動の利便性を図るとともに、子ども達の福利厚生に供するため日常的に使用する文具類や制服等を販売するために売店が設置されている。

以上の事由により、公共的団体であるPTAが公益事業として利用している駐車場、売店の使用許可及び使用料を免除したことについては、条例、規則に則った処理であり、違法又は不当に行政財産の管理を怠った事実はなく、市に損害を与えたものではない。

- (2) 請求の要旨(5)の学校事務室の一角にあるPTAの事務機の配置及び請求の要旨(7)の真和志中学校のPTA資料室等について

学校事務室の一角にあるPTAの事務機、真和志中学校のPTA資料室、古藏中学校のPTA室、那覇中学校のPTA研修室及び首里中学校のPTA研修室については、PTA活動が円滑に行われるために、その拠点となる場所が必要と認められる。

先に述べたように、PTAは公共的団体であり、学校における教育活動や地域と協働した子ども達の健全育成等に密接にかかわるものと思われる。

学校教育を進める上で必要な施設機能を確保するために、計画及び設計における留意事項を示した文部科学省の「中学校施設整備指針」において、「PTAの活動の拠点となる場として計画することが重要である」、また、「小学校施設整備指針」において、「PTA活動の拠点となる室として、必要な家具等を適切に配置できる面積、形状等とすることが望ましい」とのことから、学校長は円滑な学校運営を図る目的から施設の使用をPTAに許可し、PTA室及びPTAの事務機を配置している。

PTAによる施設の使用そのものが目的外使用ではないことから使用許可申請は省略されている。

また、学校の教育設備の充実、教育活動を支援することを目的に設立された「那覇中学校同窓会」、生徒の健全育成と学力向上を図る目的で設立された「那覇中学校おやじの会」は学校、地域及び家庭のパイプ役をはたし、夜間パトロールを実施する等、学校における教育活動や地域と協働した子

ども達の健全育成等に密接にかかわる P T A に準じた公共的団体と認められる。

それぞれ同会長名で学校施設使用許可申請があり、教育長は、那覇市公有財産規則第 3 0 条第 1 項第 4 号及び那覇市学校施設の使用に関する規則第 2 条に基づき使用を許可している。

よって、この使用許可については、条例、規則に則った処理であり、違法又は不当に行政財産の管理を怠った事実はなく、市に損害を与えたものではない。

(3) 請求の要旨(6)の備品の管理台帳について

曙小学校創立 2 0 周年記念事業期成会から寄贈を受けた冷水機は備品登録してある。冷房機については、学校施設と一体化した施設の一部であり、請求人が指摘する公金の不当な支出には当たらない。

なお、委員会には備品管理において一部不適切な事務処理がみられるので今後改善が望まれる。

3 結論

以上のことから、違法又は不当に行政財産の管理を怠り、市に損害を与えたという請求人の主張には理由がないものと認める。

正 誤

那覇市公報第 1 5 2 8 号の正誤

2 0 1 0 年 (平成 2 2 年) 6 月 1 5 日付け那覇市公報第 1 5 2 8 号について、次のとおり訂正する。

ページ	訂 正 箇 所	訂 正 内 容	
		訂 正 前	訂 正 後
2 5 8	上から 9 行目 (財政課)	上半期	下半期